

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（4件）

- ・スピード違反 30km/h以上40km/h未満 1件
- ・自家用車で電柱に衝突後、必要な措置を講じなかったもの 1件
- ・飲食店での飲酒後に自家用車を運転し、酒気帯びで検挙されたもの 1件
- ・運転免許停止中の知人に自家用車を提供し同乗したもの 1件

その他（4件）

- ・自動車運転免許失効中に公用車を運転したもの 1件
- ・職員に対してセクシュアル・ハラスメントを行ったもの 3件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件